

**【協議事項 4】**  
**令和 4 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について**

**1 第20回鹿児島保健医療圏調整会議 (R5. 8. 4) 協議結果**

(1) 令和 4 年度外来機能報告の報告状況

		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	5 か所	8 か所
	満たさない	2 か所	—

(2) 「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の 5 医療機関 (令和 5 年 9 月 1 日公表)

(順不同)

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	鹿児島医療センター	79.8%	48.2%
2	南風病院	56.1%	39.7%
3	今村総合病院	42.1%	30.7%
4	鹿児島大学病院	74.4%	37.3%
5	いまきいれ総合病院	69.5%	39.8%

紹介受診重点医療機関の基準  
 「医療資源を重点的に活用する外来」の占める割合が  
 ・ 初診の外来件数の40%以上  
 かつ  
 ・ 再診の外来件数の25%以上

医療資源を重点的に活用する外来  
 ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来  
 例) 悪性腫瘍手術の前後の外来  
 ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来  
 例) 外来化学療法, 外来放射線治療  
 ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来  
 例) 紹介患者に対する外来

### (3) 追加申し出の取扱いについて

#### < 経緯 >

第11回部会長等会議終了後、基準を満たす医療機関から、「意向なし」で回答したものを「意向あり」に修正したいとの申し出があった。

#### < このことを踏まえての対応 >

制度の周知ができていないことによる申し出であったことから、紹介受診重点医療機関となり得る医療機関については、再確認する。

この確認により「意向なし」→「意向あり」となった医療機関においては、次回部会長等会議において説明の上、協議を行うこととする。

## 2 事務局による照会結果

### (1) 事務局による照会

紹介受診重点外来の基準を満たして、紹介受診重点医療機関になる意向がない8医療機関に対し、令和5年9月22日付けで意向を照会。

< 照会結果 >
意向あり . . . 2か所
意向なし . . . 6か所

### (2) 「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の2医療機関

(順不同)

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	鹿児島市医師会病院	64.1%	47.9%
2	鹿児島市立病院	58.7%	43.5%

### 3 第12回部会長等会議 (R5.10.17) 協議結果

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり（意向なしから変更）」の2医療機関を、当圏域の令和4年度報告に基づく「紹介受診重点医療機関」とする。

（令和4年度報告に基づく紹介受診重点医療機関：計7か所）

### 5 第21回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議協議事項

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり（意向なしから変更）」の2医療機関を、当圏域の令和4年度報告に基づく「紹介受診重点医療機関」とする。

（令和4年度報告に基づく紹介受診重点医療機関：計7か所）

#### < スケジュール >

時 期	調整会議	内 容
10月23日（月）	第21回調整会議	令和4年度報告に基づく紹介受診重点医療機関となる医療機関について協議 （意向なしから意向ありへ変更）
11月1日（水）	令和4年度報告に基づく紹介受診重点医療機関として公表	

#### < 参考1 >

令和5年度病床機能報告及び外来機能報告の実施等について

報告期間：令和5年10月1日～11月30日

（令和5年9月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

#### < 参考2 >

第20回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議 (R5.8.4) 協議結果

他の医療機関については、今後の取扱を含め、令和5年度報告をもって協議することとする。

# 紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

## 【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
  - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
  - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
  - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

## 【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。  
(※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。  
(※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

